

茨木市都市公園条例に基づく行為の許可に係る運用基準

令和5年（2023年）12月

茨木市建設部公園緑地課

目次

1 行為許可について	1
2 行為許可の審査基準	3
1 共通審査基準	3
2 行為別許可審査基準	3
【第1号 物品の販売その他これに類する行為】	3
【第2号 募金その他これに類する行為】	4
【第3号 業として写真又は映画の撮影】	4
【第4号 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催し】	5
【第5号 その他公園の全部又は一部を独占して使用】	5
3 行為の許可申請	6
1 事前相談	6
2 不許可とする行為	6
3 許可申請の受付	6
4 許可申請の添付書類	7
4 使用料の算定基準	8
1 行為の種類による使用料(条例別表第2)	8
2 使用料の単位の考え方	8

3 使用料の算定例.....	9
5 使用料の減免.....	10
6 使用料の納付と許可書.....	10
7 変更申請.....	10
8 使用料の還付.....	11
9 問合せ先.....	11
許可手続フロー図.....	12

1 行為許可について

都市公園（以下「公園」といいます。）は、一般公衆の休息、鑑賞、散歩、運動等のレクリエーションの用に供されるとともに、公共空地としての機能を有する公共の施設です。

公園は、自由に利用されることが原則ですが、公園内において一定の行為（物品の販売、音楽会等）を行うことは、公園の管理上支障を及ぼすおそれがあるため、公園管理者の許可が必要です。茨木市都市公園条例（昭和50年茨木市条例第13号。以下「条例」といいます。）第3条（以下「行為許可」といいます。）

イベント等で排他独占的に利用されたい場合は、条例別表第1に記載の公園施設を利用し、条例第4条に規定する使用許可を受けてください。

次の行為については、自由利用の範囲のため、行為許可の申請は不要です。公園はみんなのもので、子どもも大人もみんなが気持ちよく利用できるよう、公園ごとのルールを守り、譲り合ってご利用ください。

○ 遠足、ハイキング、集合場所等

保育所・幼稚園・小学校等の遠足や、集合場所としての利用は自由利用の範囲のため行為許可申請は不要ですが、市として利用状況を把握するため、氏名（団体名）・連絡先・日時・場所・利用内容（遠足等）等の概要をメール・FAX等で公園緑地課まで提出してください。

○ ラジオ体操、ボール遊び（ドッジボールやゲートボール等）

公園ごとのルールに従い、自由利用の範囲で、他の公園利用者に配慮しながら利用してください。

条例第3条

公園（別表第1に掲げる公園施設を除く。）において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（中央公園南広場にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 募金その他これに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) その他公園の全部又は一部を独占して使用すること。

条例第4条

別表第1に掲げる公園施設を使用しようとする者は、市長（中央公園南広場にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

条例別表第1

第4条に定める公園施設

公園名	公園施設名
中央公園	南運動広場
	北運動広場
	南広場（芝生広場に限る。）
	夜間照明（南運動広場及び北運動広場）
郡山公園	庭球場
西河原公園	南運動広場
	北運動広場
	庭球場（南）
	庭球場（北）
	屋内運動場
	夜間照明（北運動広場及び庭球場（北））
若園公園	運動広場
	庭球場
島3号公園	大運動広場
	小運動広場
	夜間照明（大運動広場及び小運動広場）
沢良宜公園	運動広場
水尾公園	運動広場

2 行為許可の審査基準

1 共通審査基準

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 申請する行為が条例で制限される行為であること。
- (2) 市が管理運営する公園であること。(指定管理者が管理運営する公園は除く。)
- (3) 公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。
- (4) 公園の立地条件、公園周辺の環境からみて、許容できるものであること。
- (5) 事故が発生するおそれがないこと。
- (6) 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けるおそれがないこと。
- (7) 公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。
- (8) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (9) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがないこと。
- (10) 他の利用者の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為でないこと。
- (12) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)に規定する暴力団密接関係者からの申請でないこと。
- (13) その他市長が不相当と認めるものでないこと。

2 行為別許可審査基準

前項の共通審査基準のほか、各行為別の許可審査については、次のとおりです。

【第1号 物品の販売その他これに類する行為】

(1) 内容

営利を主たる目的としない物品の販売イベント等(チャリティーバザー等)

(2) 個別要件

ア 市の主催若しくは共催又は市が賛同できる行為であること。

イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。

ウ 物品の内容、種類及び価格が公園内での販売として不適当な内容でないこと。

【第2号 募金その他これに類する行為】

(1) 内容

ア 災害復旧、人道支援等に係る募金等

イ アンケート調査等（※）

※学生が学業の一環として調査等を行う場合は、行為許可申請は不要ですが、市として利用状況を把握するため、氏名（団体名）・連絡先・日時・場所・利用内容等の概要をメール・FAX等で公園緑地課まで提出してください。

(2) 個別要件

ア 募金等は公共の福祉に反しないものであり、当該公園で実施しなければならぬ十分な必要性があること。

イ 他の利用者の公園利用に支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。

【第3号 業として写真又は映画の撮影】

(1) 内容

ア 業としての写真、映画等の撮影

イ 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等での提供を目的とする撮影

ウ 販売を目的とした情報誌、広告用写真の各種撮影等

エ 報道及び行政機関が行う広報を目的とする取材のための撮影等

オ 学校法人等が学業の一環として行う自主製作映画等の撮影

※個人が家族写真等を専門業者に依頼して撮影する場合や、学生が自主製作映画の撮影等を行う場合は、行為許可申請は不要です。動画等の撮影の場合は、市として利用状況を把握するため、氏名（団体名）・連絡先・日時・場所・利用内容等の概要をメール・FAX等で公園緑地課まで提出してください。

(2) 個別要件

ア 撮影のため占有する場合は、市の主催及び共催又は市が賛同できる行為であること。そのほか国及び地方公共団体等が行うものであり、許可対象の公園で行うものであること。（総合公園、地区公園及び一部近隣公園のみ可能）

イ 公園のイメージを損なうような内容ではないこと。

【第4号 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催し】

(1) 内容

- ア 競技会等
- イ 展示会、イベント等
- ウ 演説会、講演会その他これらに類する集会等
- エ オリエンテーリング、ウォークラリー、マラソン等
- オ 演劇・音楽会等
- カ 実費負担程度の料金で物品の販売その他これに類する行為をする場合

(2) 個別要件

- ア 当該公園で実施しなければならない十分な必要性があること。(※)
※原則、使用許可が必要な公園施設を使用してください。
- イ 競技会は、市の主催及び共催又は市が賛同できる行為であること。そのほか当該公園の位置する周辺地域自治組織等が主催し、その地域の住民を対象としたものであること。
- ウ 展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しは、市の主催及び共催又は市が賛同できる行為であること。そのほか国、地方公共団体等及び当該公園の位置する周辺地域自治組織等が行うものであり、許可対象の公園で行うものであること。(総合公園、地区公園及び一部近隣公園のみ可能。)
- エ 集会は、当該公園の周辺住民への騒音に十分配慮していること。

【第5号 その他公園の全部又は一部を独占して使用】

行為の許可については、上記第1号から第4号のいずれかに該当する行為のみ許可しますが、街区公園、近隣公園、地区公園は住区基幹公園として、それぞれ街区、近隣、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的としていることから、自治会、自主防災組織、地域防犯組織、こども会、老人クラブその他当該地域の団体が地域振興等のための活動で使用する場合は第5号で許可対象とします。

(1) 内容

地域の祭礼や盆踊り、防災訓練等

(2) 個別要件

当該公園で実施しなければならない十分な必要性があること。

3 行為の許可申請

手続きの流れは別紙フロー図を参照してください。

1 事前相談

事前相談では、行為の許可に係る次の内容を確認し、行為許可の審査の基準を満たすか判断します。

- (1) 行為を行う公園
- (2) 行為を行う公園の範囲
- (3) 行為を行う日時
- (4) 行為の内容
- (5) 雨天時等の対応

2 不許可とする行為

不許可とする行為は、次のとおりです。

- (1) 条例第3条第4項各号のいずれかに該当する場合
- (2) 行為許可の審査の基準を満たさない場合

条例第3条

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

3 許可申請の受付

(1) 受付期間

受付期間は、使用しようとする日（以下「使用日」といいます。）の3月前の初日から14日前までとします。郵送の場合は、使用日の14日前必着で発送してください。使用日の14日前を過ぎると受け付けできません。

ただし、次の場合においては、上記期間に関わらず仮予約及び申請を受け付けることができます。※事務処理期間の確保のため、使用日の7日前には申請ください。

- ・本市が催事の主催及び共催又は後援となる場合
- ・本市以外が主催する催事で、本市がその公益性を認めた場合

(2) 申請が競合した場合の取扱い

上記3(1)の受付開始日において許可申請が競合した場合は、原則として抽選とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、優先的に許可処分又は不許可処分とすることがあります。

ア 公益上の必要がある場合

イ その他特別の事由があると認められる場合

※公益上の必要、特別の事由の判断については、事前に本市と協議のうえ、承認を得てください。

4 許可申請の添付書類

(1) 行為を行う範囲を記した図面

使用料を算出するため、行為の範囲を図面又は現地と照合します。

(2) 行為の内容を記した企画書等

企画書等の内容及び聞き取りに基づき、許可について審査します。

4 使用料の算定基準

行為許可を受けた場合は、許可された行為の内容に応じて使用料が必要となります。行為の内容が複数の行為に該当する場合は、それぞれの使用料を適用します。

1 行為の種類による使用料（条例別表第2）

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 物品の販売その他これに類する行為 | 200円/㎡・日 |
| (2) 募金その他これに類する行為 | 200円/㎡・日 |
| (3) 業として写真を撮影する行為 | 1,000円/台・日 |
| (4) 業として映画を撮影する行為（動画撮影含む） | 4,000円/箇所・日 |
| (5) 競技会、展示会、音楽会、集会その他これに類する催しをする行為 | 2円/㎡・日 |

2 使用料の単位の考え方

(1) 面積

原則、申請面積ですが、キッチンカーの投影面積については、次のとおりとします。

ア 小型（軽車両ベース）6㎡

例）軽トラック W1.555m×L3.485m≒6㎡

イ 中型（1.0t～1.5tトラックベース）10㎡

例）1.25tケイタリングカー W1.785m×L4.760m≒9㎡

ウ 大型

W×L≒実面積より算出

※1㎡未満の端数は1㎡に切り上げて計算します。

(2) 台

写真撮影に使用するカメラの台数とします。

(3) 箇所

撮影を行う1公園につき1箇所としますが、元茨木川緑地と西河原公園については、次のとおりとします。

・元茨木川緑地 5箇所

①田中町～上泉町（JRガード）

②上泉町（JRガード）～高橋交差点

③高橋交差点～新庄町（阪急ガード）

④新庄町（阪急ガード）～佐和良義神社前交差点

⑤佐和良義神社前交差点～高浜町

- ・西河原公園 2箇所
 - ① (北) 国道171号より北側
 - ② (南) 国道171号より南側

3 使用料の算定例

- (1) イベントの開催に伴い、仮設工作物を設置する場合
公園内の一部 (2,000㎡) で参加費無料の音楽イベントを行い、ステージ
(仮設工作物) を設置する場合

※仮設工作物の設置には、併せて占用の許可申請が必要です。

イベント開催用 2,000㎡

ステージの設置使用面積 50㎡

$$2,000 - 50 = 1,950 \text{㎡}$$

行為の許可 $1,950 \text{㎡} \times 2 \text{円/㎡} \cdot \text{日} = 3,900 \text{円/日}$

占用の許可 $50 \text{㎡} \times 110 \text{円/㎡} \cdot \text{日} = 5,500 \text{円/日}$

合計 3,900円 + 5,500円 = 9,400円/日

※仮設工作物…トラッククレーン等を用いて設置し、大規模で容易に移設や撤去が行えないもの(人力により30分程度で設置・移設・撤去が行える簡易なものについては、占用の許可申請は不要です。)

- (2) 業として写真と動画を撮影する行為
マンションの事業計画地付近の公園で写真と動画を撮影し、広告等を作成する場合

カメラ撮影 1台

$$1 \text{台} \times 1,000 \text{円/台} \cdot \text{日} = 1,000 \text{円/日}$$

動画撮影 1箇所

$$1 \text{箇所} \times 4,000 \text{円/箇所} \cdot \text{日} = 4,000 \text{円/日}$$

合計 1,000円 + 4,000円 = 5,000円/日

※1台のデジタルカメラで写真と動画を撮影する場合も、写真と映画の使用料を徴収します。

5 使用料の減免

条例第14条第1項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は茨木市都市公園条例施行規則（昭和50年茨木市規則第16号）第9条第1項のとおりです。

規則第9条第1項

第9条 条例第14条第1項の規定により条例第11条第1項(条例第18条の2において準用する場合を含む。次条第3項において同じ。)の使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市が使用するとき 免除
- (2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除
- (3) 使用者が、使用日の30日前までに使用を取り消したとき 免除
- (4) 使用者が、使用日の5日前までに使用を取り消したとき(前号に掲げる場合を除く。) 5割

6 使用料の納付と許可書

許可の決裁後、公園緑地課からご連絡しますので、窓口までお越しください。

本館1階銀行窓口で納付後、公園緑地課窓口で許可書をお渡しします。

※他の銀行での納付を希望される場合、許可書は後日手渡しになります。

※許可書の郵送を希望される場合は返信用封筒(切手94円)をご用意ください。

7 変更申請

(1) 行為の内容の変更

使用日の5日前まで変更が可能です。ただし、次の場合においては、当日まで変更することができます。

- ・本市が催事の主催及び共催又は後援となる場合
- ・本市以外が主催する催事で、本市がその公益性を認めた場合

(2) 使用日の変更

変更予定日に先約がない場合のみ受け付けます。

(3) 変更申請時の使用料

使用料の額が変更前と変更後で増減する場合は、次のとおり取り扱いま

す。

ア 増額となる場合（使用面積が増加した場合など）

増加した差額分を徴収します。

イ 減額となる場合（使用面積が減少した場合など）

取消し+新規予約となり、使用料の還付も取消時期によって異なります。詳しくは次項の使用料の還付を確認又は公園緑地課担当者までお問い合わせください。

8 使用料の還付

既納の使用料は、還付しません。ただし、次に掲げる期間に使用を取り消す場合は、使用料の全部又は一部を還付します。

(1) 申請日から使用日の30日前まで 全額

(2) 使用日の29日前から5日前まで 5割

還付については、還付理由の発生後10日以内に申請してください。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではありません。

9 問合せ先

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

茨木市 建設部 公園緑地課 みどり推進係

〒567-8505

大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

TEL:072-620-1654 (直通)

TEL:072-622-8121 (代表)

FAX:072-625-3181

E-mail:koen@city.ibaraki.lg.jp

許可手続フロー図

